

ほう素等の排水基準に係る経過措置について

1 目的及び経緯

- 大阪府では、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（上乘せ条例）により法対象事業場に対し、大阪府生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）により条例対象事業場に対し、それぞれカドミウム等の有害物質に係る排水基準（一般排水基準）を定めている。
- 有害物質のうち、ほう素、ふっ素、アンモニア等については、両条例に基づく一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めている。
- この暫定排水基準は、平成29年3月31日をもって適用期限を迎えることから、必要な経過措置を定めるものである。

2 検討にあたっての基本的な考え方

- 上水道水源地域に排水を排出する法対象事業場に対する暫定排水基準については、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に廃止する。
- 上水道水源地域以外の地域（海域も含む）に排水を排出する日平均排水量30m³以上50m³未満の法対象事業場に対する、ふっ素に係る暫定排水基準については、日平均排水量50m³以上の法の暫定排水基準を適用する。
- 海域に排水を排出する法対象事業場に対する、ほう素に係る暫定排水基準については、公共用水域の水質の保全の観点から、上水道水源地域以外の地域に適用する基準と同様の基準を適用する。
- 生活環境保全条例対象事業場に適用する暫定排水基準については、法対象事業場と同様の排水基準を適用する。
- 暫定排水基準の一定の適用期間を設定する。

3 暫定排水基準（案）

2の基本的な考え方、平成28年7月に見直された法の暫定排水基準、府域の事業場の排水実態等を踏まえて検討を行った結果、暫定排水基準は次に示すとおりとすることが適当である。

○ 法対象事業場

排水先	項目	上乘せ条例に基づく現行の暫定排水基準		見直し案 (mg/L)	対応する基本的な考え方
		業種区分	(mg/L)		
上水道水源地域	ふっ素	旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの）	15	変更なし	(1)
		畜産農業	700	600	
	アンモニア等 (※)	下水道業	20	変更なし	
		食料品製造業（日平均排水量が30m ³ 未満のもの）	100	廃止	
		し尿処分業（化学処理を行うものを除く）	20	廃止	
		し尿処分業（化学処理を行うものに限る）	30	変更なし	
上水道水源地域以外の地域（海域含む）	ふっ素	旅館業（改正政令施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出している温泉を利用する旅館業には属さないもので、日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの）	15	変更なし	(2)
		電気めっき業（日平均排水量が30m ³ 以上50m ³ 未満のもの）	15	変更なし	
上水道水源地域以外の地域のうち海域	ほう素	ほうろう鉄器製造業	50	40	(3)
		うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものに限る）	50	40	
		うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの）	140	変更なし	
		粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもの）	120	廃止	
		貴金属製造・再生業	50	40	
		金属鋳業	100	変更なし	
		電気めっき業	40	30	
		旅館業（温泉を利用するもの）	500	変更なし	
		下水道業（温泉排水を受け入れているもので一定のもの）	50	変更なし	

(※) アンモニア等：アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物のこと。（以下同じ）

○ 生活環境保全条例対象事業場

排水先	項目	生活環境保全条例に基づく現行の暫定排水基準		見直し案 (mg/L)	対応する基本的な考え方
		業種区分	(mg/L)		
上水道水源地域	アンモニア等	食料品製造業（日平均排水量が30m ³ 未満のもの）	100	廃止	(4)
上水道水源地域以外の地域のうち海域以外	ほう素	ほうろう鉄器製造業	50	40	
		うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの）	50	40	
		うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの）	140	変更なし	
		粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもの）	120	廃止	
		貴金属製造・再生業	50	40	
	ふっ素	ほうろう鉄器製造業	15	12	
		うわ薬製造業	15	12	
	アンモニア等	酸化コバルト製造業	160	変更なし	
		畜産農業	700	600	
		ジルコニウム化合物製造業	700	変更なし	
モリブデン化合物製造業		1,700	1,500		
バナジウム化合物製造業		1,700	1,650		
上水道水源地域以外の地域のうち海域	ほう素	ほうろう鉄器製造業	50	40	
		うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの）	50	40	
		うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するもの）	140	変更なし	
		粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもの）	120	廃止	
		貴金属製造・再生業	50	40	
	アンモニア等	酸化コバルト製造業	160	変更なし	
		畜産農業	700	600	
		ジルコニウム化合物製造業	700	変更なし	
		モリブデン化合物製造業	1,700	1,500	
		バナジウム化合物製造業	1,700	1,650	
貴金属製造・再生業	3,000	2,900			

4 暫定排水基準の適用期間（案）

- 基本的な考え方の（5）に基づき、一定の適用期間を設定することが適当と考えられ、期間については、これまでの設定状況及び法における経過措置の適用期間が3年間とされていることを踏まえ、平成29年4月1日からの3年間とすることが適当である。
- なお、既設事業場に対しては、現状において見直し後の暫定排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はないと考えられる。